

(第61期定時株主総会招集ご通知添付書類)

第61期報告書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

事 業 報 告
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書 謄 本
監 査 役 会 の 監 査 報 告 書 謄 本

事業報告

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループの中核をなす即席めん事業を取巻く経営環境は、少子・高齢化による需要の飽和という構造的要因に加え、当連結会計年度は、小麦粉をはじめとする原材料価格高騰による製造コストの上昇、米国発の金融危機に端を発する世界的な景気後退と、その結果としての消費の減退等により、より一層厳しい状況となりました。更に、食品業界では食品偽装等、消費者の食への信頼を損ねる事件が頻発し、消費者の、食の安全・安心への関心が一層高くなりました。

当社においても、昨年10月に、連結子会社の一部製品において、防虫剤成分等の検出に関する報道がなされ、11月度の販売に影響を受けましたが、調査の結果、製造段階での混入ではなく、臭いの強い物のそばに保管した場合に食品一般に見られる「移り香」であることが判明しました。このような中、当社では「移り香」に対するバリア性を更に高めた紙製カップ（新ECOカップ）への切換えをいち早く実施しました。

食品産業の根幹である食の安全性については、当社グループは、引続き、独自に開発した残留農薬・動物用医薬品の検査システム等を活用し、使用原材料のチェックを行い、消費者の皆様への安全・安心の確保に努めてまいります。

販売政策においては、原材料高騰を受けて、昨年1月から価格改定を行いました。更に4月、10月と相次いで主原料である輸入小麦の政府売渡価格が引上げられました。再度の価格改定は顧客の支持を得ることが難しいと判断し、このときは再値上げを行わず、価格を据置きし、新価格で支持していただけるよう、更なる品質向上に努めました。

国内の即席袋めん、カップめん的主力ブランドにおいて、新価格の浸透を最優先とした販売政策による量販店でのチラシ特売などの減少に加え、最大商戦期である第3四半期（10月～12月）に、「移り香」問題による販売チャンスロスが生じたこと、更に、価格を優先する顧客への対応として拡販した廉価版（オープンプライス）の販売構成比が高まった影響で、価格改定が一巡した第4四半期（1月～3月）は、同廉価版カップめんを中心に、前年同期対比で、大きく売上を伸ばすなど、盛返したものの、通期での売上は厳しい結果となりました。海外の販売は、順調に数量を増やしましたが、円高の影響を受け、売上金額が減少する形となりました。その一方、冷凍食品で

は、新たに㈱ニッキーフーズが連結対象に入り、売上増となりました。チルド製品（日清食品チルド）、シリアル製品、菓子（日清シスコ）なども、順調に売上を伸ばしました。

当連結会計年度の経営成績としましては、売上高は、3,620億57百万円（前期比6.1%減）となりました。利益面でも、退職給付関係費用の増加や、主要原材料の相次ぐコストアップ、「移り香」問題による売上減少に加え、製品回収や正しい保管方法を呼びかけるための広告費を要したこと等により、営業利益で235億52百万円（前期比14.9%減）、経常利益で287億48百万円（前期比12.3%減）となりましたが、当期純利益では、法人税等が減少したこともあり、158億90百万円（前期比16.9%増）となりました。

(当連結会計年度の部門別の売上高状況)

部 門	連結売上高(百万円)	前期比(%)
即 席 袋 め ん 類	58,447	△10.0
カ ッ プ め ん 類	214,830	△ 9.6
チ ル ド ・ 冷 凍 食 品	49,558	+ 11.7
即席めん及び付随する事業	322,836	△ 6.9
そ の 他 の 事 業	39,220	+ 1.5
合 計	362,057	△ 6.1

①即席めん及び付随する事業

即席袋めん類

当期に発売50周年を迎えた「チキンラーメン」で、たまご保持機能を高めたりニューアル製品「W（ダブル）たまごポケット」を投入するなど、創業50周年記念製品の発売等の販売展開を行いました。また、消費者の節約志向の高まりにともない、オープン価格の明星「評判屋」シリーズや小売業との共同開発製品が大きく売上を伸ばしました。しかしながら、新価格定着重視の販売政策実施のために、主力ブランド品のチラシ特売等を控えたことにより、全般的には販売数量がダウンしました。

この結果、即席袋めん類の売上高は、前期比10.0%減の584億47百万円となりました。

カップめん類

「カップヌードル」シリーズにおいては、容器を、環境に配慮した紙製のECOカップに変更いたしました。また、水からでもできる電子レンジタイプの「レンジスタイ

ル」製品や、新開発の「ミスト・エアードライ製法」、「オリジナル3層麺製法」により、おいしさはそのままながら低カロリーを実現した「カップヌードル ライト」などを積極的に投入しました。更に、「日清のどん兵衛」シリーズにおいては、より本格感を高めるため、「びんそば」、「べっぴんうどん」として、めんをストレートに改良するとともに、「日清焼そばU.F.O.」においても、めんストレート化と、キャベツ、肉の増量などリニューアルを行い、ブランド価値の向上を図りました。

スーパーノンフライ製法技術を結集し食感を突きつめた明星「^{きわめん}究麺」も大きな話題となり、順調に売上を拡大しております。コンビニエンスストア業態ではこれらが功を奏し、価格改定後も数量を増やす結果となりましたが、特売を中心とする量販店業態では、袋めん類と同様、チラシ特売の減少により販売数量的にはダウンしました。

一方、節約志向を背景に価格を重視する顧客に対しては、廉価版の「スープヌードル」、「日清御膳」、「日清はるさめ」等が支持を得て、売上を大きく伸ばしました。テーマパークとのタイアップ製品や法人向け製品など、新規需要の開拓も着実に進めております。

また、新概念製品の「レンジシリーズ」は、着実にファン層を広げており、めんのみならず「お米」にも領域を広げ、定番化も進んでおります。

しかし、国内全体の販売数量としては、主力製品の特売機会の減少と「移り香」問題が影響し、オープンプライス製品群の構成比がアップしたことによる販売単価のダウンもあり、減収という結果になりました。

一方で、海外では北米地区で既存品が好調な売上を記録しましたが、円高の影響で減収となりました。

これらの結果、カップめん類の売上高は、前期比9.6%減の2,148億30百万円となりました。

チルド・冷凍食品

チルド食品では、「つけ麺の達人」シリーズ、「日清焼うどん」シリーズ等が消費者の支持を得て売上を伸ばし、増収に貢献しました。また、冷凍食品では、今期から(株)ニッキーフーズが新規に連結対象に入り、増収となりました。

この結果、チルド・冷凍食品全体の売上高は、前期比11.7%増の495億58百万円となりました。

以上の結果、即席めん及び付随する事業の売上高は、前期比6.9%減の3,228億36百万円となりました。

②その他の事業

シリアル食品「シスコーンBIG」、菓子「ココナッツサブレ」、乳酸菌飲料「ピルクル」が引続き好調な売行きを示したこと等により、その他の事業の売上高は、前期比1.5%増の392億20百万円となりました。

(2) 重要な設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資は、「カップヌードル ライト」生産対応工事や東京本社ビル・土地購入等を中心に行いました。その結果、企業集団の設備投資の総額は、175億72百万円となりました。なお、これらに要した資金は、主に、自己資金により賄い、一部については銀行借入（52億円）を実施しました。

(3) 対処すべき課題

創業50周年を迎えた昨年、10月1日を期して、国内の7事業会社と海外の4事業地域を含む持株会社体制に移行しました。この体制の下、ホールディングカンパニーが、プロフィットセンターである各事業会社に対して事業活動のサポートを行っており、グループ機能の強化とともに、事業の成長を図っていきます。

米国発の金融危機に端を発する景気後退により、経済の先行き不透明な状況が続き、消費マインドの冷え込みが広がる中、消費者が認める、付加価値の高い製品開発が新たな需要を喚起すると考えています。

当社では、「消費ニーズの3極化」（品質で選ぶ層、価格で選ぶ層、新しい技術やコンセプトを評価する層）に対応するため、それぞれのポジショニングを明確にした製品開発を行ってまいります。

また、海外市場では、今年1月に、ロシア即席めんメーカー最大手企業の持株会社アングルサイド社（ANGLESIDE LIMITED）への出資を通じて、ロシア市場に参入しました。今後とも、すべての国と地域の人々に、おいしさと喜びを提供していく世界戦略を推し進めてまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分		第 58 期 平成18年 3 月期	第 59 期 平成19年 3 月期	第 60 期 平成20年 3 月期	第61期(当連結会計年度) 平成21年 3 月期
売 上 高 (百万円)		321,700	358,238	385,469	362,057
経 常 利 益 (百万円)		39,526	37,843	32,798	28,748
当 期 純 利 益 (百万円)		15,388	18,968	13,591	15,890
総 資 産 (百万円)		366,801	410,407	392,694	408,729
純 資 産 (百万円)		263,199	288,476	288,844	285,569
1 株 当たり	当期純利益 (円)	125.09	156.12	111.17	129.98
	純 資 産 (円)	2,167.81	2,304.40	2,310.36	2,287.21

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数、「1株当たり純資産」は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、自己株式控除後の株式数を使用しております。
2. 第59期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率			主要な事業内容
		直接	間接	合計	
日清食品株式会社	5,000百万円	100%	－	100%	即席めんの製造販売
明星食品株式会社	3,143百万円	100%	－	100%	即席めんの製造販売
日清食品チルド株式会社	100百万円	100%	－	100%	チルド食品の製造販売
日清食品冷凍株式会社	100百万円	100%	－	100%	冷凍食品の製造販売
日清シスコ株式会社	2,600百万円	80%	－	80%	菓子等の製造販売
日清ヨーク株式会社	870百万円	100%	－	100%	乳製品の製造販売
味の民芸フードサービス株式会社(※1)	365百万円	76%	－	76%	外食事業
日清食品ビジネスサポート株式会社	50百万円	100%	－	100%	グループ間間接業務サポート事業
札幌日清株式会社	250百万円	－	100%	100%	即席めんの製造販売
日清エフ・ディ食品株式会社	100百万円	－	100%	100%	乾燥食品の製造販売
日清化成株式会社	450百万円	－	100%	100%	容器の製造販売
香川日清食品株式会社	100百万円	－	100%	100%	即席めん具材の製造販売
日清エンタープライズ株式会社	300百万円	－	100%	100%	運送業・倉庫業
味日本株式会社	95百万円	－	46%	46%	スープ類の製造販売
西日本明星株式会社	90百万円	－	100%	100%	即席めんの製造販売
株式会社ユニ・スター	150百万円	－	100%	100%	スープの製造販売
明星サブライザーサービス株式会社	90百万円	－	100%	100%	製造請負事業
株式会社明星フレッシュ	400百万円	－	100%	100%	チルド食品の製造販売
四国日清食品株式会社	98百万円	－	100%	100%	冷凍食品の製造販売
高松日清食品株式会社	80百万円	－	100%	100%	冷凍食品の製造販売
株式会社ニッキーフーズ	60百万円	－	100%	100%	冷凍食品の製造販売
日清食品アセットマネジメント株式会社	50百万円	100%	－	100%	不動産・賃貸管理事業
宇治開発興業株式会社	100百万円	93%	1%	94%	ゴルフ場経営
ニッシンフーズ(U.S.A.)Co., Inc.	83,500千米ドル	90%	－	90%	即席めんの製造販売
明星U.S.A., Inc.	5,000千米ドル	96%	－	96%	チルド食品の製造販売
ニッシンフーズメキシコS.A.de C.V.	149,134千メキシコペソ	100%	－	100%	即席めんの製造販売
日清食品有限公司	671,600千香港ドル	100%	－	100%	即席めんの製造販売
永南食品有限公司	29,975千香港ドル	74%	－	74%	即席めん・冷凍食品の製造販売
味楽食品有限公司	21,000千香港ドル	－	100%	100%	容器の製造販売
日清食品(中国)投資有限公司	40,500千米ドル	－	100%	100%	中国事業に対する投資会社
上海日清食品有限公司	25,000千米ドル	－	100%	100%	即席めんの製造販売
廣東順徳日清食品有限公司	130,000千香港ドル	－	100%	100%	即席めんの製造販売
珠海市金海岸永南食品有限公司	84,000千香港ドル	－	71%	71%	即席めんの製造販売
港永南食品(深圳)有限公司	11,000千香港ドル	－	100%	100%	冷凍食品の製造販売
ニッシンフーズ(アジア)PTE.LTD.(※2)	15,179千シンガポールドル	100%	－	100%	即席めんの製造販売及びアジアにおける統括会社
インドニッシンフーズLtd.	174,375千インドルピー	－	75%	75%	即席めんの製造販売
ニッシンフーズ Kft.	1,000,000千フォリント	100%	－	100%	即席めんの製造販売
ニッシンフーズ GmbH	25千ユーロ	1%	99%	100%	即席めんの販売

※1. 味の民芸フードサービス株式会社は、平成20年10月1日付けで明星外食事業株式会社から商号変更いたしました。

※2. ニッシンフーズ(アジア)PTE.LTD.は、平成21年1月29日付けでシンガポール明星食品Pte. Ltd.から商号変更いたしました。

(6) 重要な企業結合等の状況

当期中に子会社となった会社は、次のとおりであります。

会 社 名	異動理由及び異動年月
株 式 会 社 ニ ッ キ ー フ ー ズ	平成20年7月に株式取得いたしました。
日 清 食 品 株 式 会 社	平成20年10月に会社分割いたしました。
日 清 食 品 チ ル ド 株 式 会 社	平成20年10月に会社分割いたしました。
日 清 食 品 冷 凍 株 式 会 社	平成20年10月に会社分割いたしました。
日 清 食 品 ビ ジ ネ ス サ ポ ー ト 株 式 会 社	平成20年10月に会社分割いたしました。
日 清 食 品 ア セ ッ ト マ ネ ジ メ ン ト 株 式 会 社	平成20年10月に会社分割いたしました。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、即席めんを主とするインスタント食品の製造及び販売を中核として、その他食品事業、物流業等周辺事業への展開を図っております。

事業の種類別セグメント		主 要 な 商 品 又 は 役 務
即席めん 付随する 及び業	即席袋めん類	チキンラーメン、日清のラーメン屋さん、出前一丁、日清焼そば 明星チャルメラ等
	カップめん類	カップヌードル、日清のどん兵衛、日清焼そばU.F.O.、日清麵職人 明星一平ちゃん等
	チルド・冷凍食品	日清焼そば、行列のできる店のラーメン、冷凍日清Spa王 冷凍日清のどん兵衛、冷凍日清具多等
そ の 他 の 事 業		菓子、飲料、外食事業等

(8) 主要な拠点

①当社の事業所

大 阪 本 社：大阪市淀川区西中島四丁目1番1号

東 京 本 社：東京都新宿区新宿六丁目28番1号

研 究 所：食品総合研究所(滋賀県)、食品安全研究所(滋賀県)

※登記上の本店は、大阪本社であります。主要な業務は、東京本社で行っております。

②子会社の事業所

主要な国内子会社：日清食品(株)(大阪府)、明星食品(株)(東京都)、日清食品チルド(株)(大阪府)、日清食品冷凍(株)(大阪府)、日清シスコ(株)(大阪府)、日清ヨーク(株)(東京都)、味の民芸フードサービス(株)(東京都)※、日清食品ビジネスサポート(株)(大阪府)、札幌日清(株)(北海道)、日清エフ・デイ食品(株)(岡山県)、日清化成(株)(滋賀県)、香川日清食品(株)(香川県)、日清エンタープライズ(株)(大阪府)、味日本(株)(広島県)、西日本明星(株)(福岡県)、(株)ユニ・スター(埼玉県)、明星サプライサーピス(株)(埼玉県)、(株)明星フレッシュ(神奈川県)、四国日清食品(株)(香川県)、高松日清食品(株)(香川県)、(株)ニッキーフーズ(大阪府)、日清食品アセットマネジメント(株)(東京都)宇治開発興業(株)(京都府)

主要な海外子会社：ニッシンフーズ(U.S.A.)Co.,Inc.(米国)、明星U.S.A., Inc.(米国)、ニッシンフーズメキシコS.A.de C.V.(メキシコ)、日清食品有限公司(中国)、永南食品有限公司(中国)、味楽食品有限公司(中国)、日清食品(中国)投資有限公司(中国)、上海日清食品有限公司(中国)、廣東順徳日清食品有限公司(中国)、珠海市金海岸永南食品有限公司(中国)、港永南食品(深圳)有限公司(中国)、ニッシンフーズ(アジア)PTE.LTD.(シンガポール)※、インドニッシンフーズLtd.(インド)、ニッシンフーズKft.(ハンガリー)、ニッシンフーズGmbH(ドイツ)

(注) ※を付した子会社につきましては、「(5)重要な親会社及び子会社の状況」に記載のとおり商号変更しております。

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
7,408名	494名増加

(注) 従業員数は、就業人員数であります。そのほかに、臨時従業員の年間平均人員数は3,744名であります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
350名	1,042名減少	38.1歳	13.8年

(注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。
2. 当事業年度において従業員数が1,042名減少しておりますが、主として持株会社制への移行に伴い、日清食品株式会社をはじめとする、各事業会社へ異動したことによるものであります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,077 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,479
株式会社みずほ銀行	1,395
株式会社みずほコーポレート銀行	1,110

2. 株式会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 500,000,000株

(2) 発行済株式の総数 127,463,685株

(注) 発行済株式の総数には、期末に保有する自己株式5,206,128株が含まれております。

(3) 1単元の株式数 100株

(4) 株 主 数 24,055名

(5) 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する大株主

該当する株主はおりませんが、当社の大株主上位10名は、以下のとおりであります。

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
モルガンスタンレーアンドカンパニーインク	124,765百株	9.79%
財団法人安藤スポーツ・食文化振興財団	79,043百株	6.20%
三 菱 商 事 株 式 会 社	78,000百株	6.12%
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	78,000百株	6.12%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	44,712百株	3.51%
株式会社安藤インターナショナル	41,000百株	3.22%
株式会社みずほコーポレート銀行	40,000百株	3.14%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	38,088百株	2.99%
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	36,504百株	2.86%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	28,499百株	2.24%

(注) 1. 当社は、自己株式52,061百株（所有割合4.08%）を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

2. スティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド・オフショア・エル・ピー及びリパティ・スクエア・アセット・マネジメント・エル・ピーから共同で、平成21年4月3日付けで大量保有報告書（変更報告書）が関東財務局長に提出されています。同報告書によれば、以下のとおり、平成21年3月30日現在で122,261百株（所有割合9.59%）の株式を保有している旨の報告を当社は受けておりますが、当社としてはスティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド・オフショア・エル・ピー及びリパティ・スクエア・アセット・マネジメント・エル・ピーの平成21年3月31日現在における実質保有株式数の確認ができません。そのため、上記大株主の状況は、平成21年3月31日現在の株主名簿に従い記載しております。

氏 名 又 は 名 称	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
スティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド・オフショア・エル・ピー	120,761百株	9.47%
リパティ・スクエア・アセット・マネジメント・エル・ピー	1,500百株	0.12%
計	122,261百株	9.59%

3. 株式会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 株式会社の会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況又は兼職の状況
※取締役社長	安藤 宏 基	CEO(最高経営責任者、Chief Executive Officerの略記) 宇治開発興業株式会社 代表取締役社長 財団法人安藤スポーツ・食文化振興財団 理事長
※専務取締役	中 川 晋	COO(最高執行責任者、Chief Operating Officerの略記) 兼 中国総代表 日清食品株式会社 代表取締役社長 味日本株式会社 代表取締役副会長
常務取締役	松 尾 昭 英	日清食品チルド株式会社 代表取締役社長 日清食品冷凍株式会社 代表取締役社長 株式会社ニッキーフーズ 代表取締役社長
常務取締役	成 戸 隆 之	CSO(グループ国内戦略責任者、Chief Strategy Officerの略記)
取締役	松 村 泰 治	CSO(グループ国際戦略責任者、Chief Strategy Officerの略記)
取締役	笹 原 研	米州総代表 ニッシンフーズ(U. S. A.) Co., Inc. 代表取締役社長
取締役	柳 田 隆 久	CFO(グループ財務責任者、Chief Financial Officerの略記)
取締役	安 藤 徳 隆	CMO(グループマーケティング責任者、Chief Marketing Officerの略記)
取締役	鉄 林 修	CAO(グループ管理責任者、Chief Administrative Officerの略記)
取締役	横 越 隆 史	CPO(グループ生産責任者、Chief Production Officerの略記) 日清エフ・ティ食品株式会社 代表取締役社長
取締役	山 田 敏 広	CQO(グループ安全研究責任者、Chief Quality Officerの略記) 兼 食品安全研究所長
取締役	田 中 充	CDO(グループ食品総合研究責任者、Chief Development Officerの略記) 兼 食品総合研究所長
取締役	小 島 順 彦	三菱商事株式会社 代表取締役社長
取締役	小 林 栄 三	伊藤忠商事株式会社 代表取締役社長
常勤監査役	寺 田 雄 一	
常勤監査役	牧 園 俊 作	
監査役	堀之内 徹	
監査役	高野 裕 士	弁護士

- (注) 1. ※印は、代表取締役であります。
2. 地位、担当及び他の法人等の代表状況又は兼職の状況は、平成21年3月31日現在であります。
3. 取締役 小島順彦及び小林栄三の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役 堀之内徹及び高野裕士の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 常務取締役 松尾昭英氏は、平成20年9月8日付けで株式会社ニッキーフーズ代表取締役社長に就任いたしました。
6. 取締役 安藤徳隆、横越隆史、山田敏広及び田中充の各氏は、平成20年6月27日開催の第60期定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任いたしました。
7. 取締役 三浦善功氏は、平成20年6月27日開催の第60期定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
8. 取締役 永野博信氏は、平成21年3月31日付けで、辞任いたしました。
9. 常勤監査役 寺田雄一氏は、銀行出身であり、当社においては取締役財務部長、常務取締役財務担当として通算8年の経験を有する等、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

10. 平成20年10月1日付けの持株会社制移行に伴う会社分割により、次のとおり異動がありました。

地 位	氏 名	新 担 当
専務取締役	中 川 晋	中国総代表 日清食品株式会社 代表取締役社長
常務取締役	松 尾 昭 英	日清食品チルド株式会社 代表取締役社長 日清食品冷凍株式会社 代表取締役社長
取 締 役	笹 原 研	米州総代表

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役15名 348百万円（うち社外取締役2名 13百万円）

監査役4名 43百万円（うち社外監査役2名 10百万円）

(注) 1. 株主総会の決議による報酬等の限度額は、取締役（使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まない。）は、年額500百万円以内、監査役は、年額60百万円以内であります（平成7年6月29日定時株主総会決議）。

2. 上記には、無報酬の取締役は含めておりません。

(3) 社外役員に関する事項

①他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

社外取締役小島順彦氏は、三菱商事株式会社の代表取締役社長であり、社外取締役小林栄三氏は、伊藤忠商事株式会社の代表取締役社長であります。当社グループは、両社に製品を販売し、両社から材料を購入しております。いずれの取引もそれぞれの会社での定型的な取引であり、社外取締役個人が直接利害関係を有するものではありません。

②社外役員が当社の業務執行取締役の3親等以内の親族である事実

社外監査役堀之内徹氏は、当社代表取締役社長・CEO安藤宏基氏の義弟であります。

③社外役員の子な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	小 島 順 彦	当事業年度開催の取締役会14回（臨時取締役会を含む。）のうち9回に出席し、議案の審議にあたり適宜、質問や発言を行い、また、内外の経済・金融・産業情勢等について、その時々々の見解の表明を行っております。
取 締 役	小 林 栄 三	当事業年度開催の取締役会14回（臨時取締役会を含む。）のうち6回に出席し、議案の審議にあたり適宜、質問や発言を行い、また、内外の経済・金融・産業情勢等について、その時々々の見解の表明を行っております。
監 査 役	堀 之 内 徹	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに、また、監査役会11回（臨時監査役会を含む。）のすべてに出席し、永年に亘る当社監査役としての深い業務経験と社外監査役としての客観的な視点から、取締役会、監査役会で積極的な発言を行っております。
監 査 役	高 野 裕 士	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに、また、監査役会11回（臨時監査役会を含む。）のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的な見地から、取締役会、監査役会で発言及びアドバイスを行っております。

④ 社外役員との責任限定契約の内容の概要

当社は、平成18年6月29日開催の第58期定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の規定を設けております。責任限定契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

イ. 社外取締役との責任限定契約

当社は、社外取締役が当社の取締役として本契約締結後、会社法第423条第1項の規定により、その任務を怠り、当社に損害を与えた場合において、社外取締役がその職務を行うにつき、善意であり、かつ、重大な過失がなかったときは、金12百万円又は会社法第425条第1項が規定する最低責任限度額のいずれか高い額を上限として、当社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、当社は、社外取締役を免責するものとする。

ロ. 社外監査役との責任限定契約

当社は、社外監査役が当社の監査役として本契約締結後、会社法第423条第1項の規定により、その任務を怠り、当社に損害を与えた場合において、社外監査役がその職務を行うにつき、善意であり、かつ、重大な過失がなかったときは、金10百万円又は会社法第425条第1項が規定する最低責任限度額のいずれか高い額を上限として、当社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、当社は、社外監査役を免責するものとする。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(注) 新日本監査法人は、平成20年7月1日付けで有限責任監査法人に移行したことにより、新日本有限責任監査法人に名称変更しております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	61百万円
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	41百万円
合計	102百万円

②当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益
の合計額 175百万円

(注) 当社及び当社の連結子会社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①、②の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社及び当社の連結子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、内部統制システム構築の助言業務についての対価を支払っております。

(4) 連結子会社の監査の状況

当社の連結子会社のうち、海外子会社等も、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者も含む。)の監査を受けております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、会計監査人が、会社法、公認会計士法等の法令に違反、抵触した場合、又は、監督官庁から監査業務停止処分を受けるなど、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合、監査役会は、その事実に基づき、当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が相当と判断した場合は、監査役会の同意に基づき、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会は、それを審議いたします。

(6) 会計監査人との責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

6. 会社の体制及び方針

日清食品ホールディングス株式会社(以下「当社」という。)は、取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するために必要な体制(内部統制システム構築の基本方針)を以下のとおり整備しています。

なお、当社取締役会は、この「内部統制システム構築の基本方針」については、適宜見直しを行って、継続的な改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めることにしております。

(1) 業務運営の基本方針

当社及び当社の子会社（以下「子会社」という。）のすべての役員及び従業員は、「日清食品グループ倫理規程」及び「日清食品グループコンプライアンス規程」のもとに、企業の社会的責任を深く自覚し、日常の業務遂行において、関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践するよう努めることとする。

(基本理念)

- ① 私たちの仕事の目的は、顧客満足を第一とし、人々の生活に喜びをもたらす製品及びサービスを提供することである。
- ② 私たちは、企業の社会的責任を自覚し、法令及び公正な商慣習に則り、かつ透明な企業活動を推進するように努める。
- ③ 私たちは、企業市民としての自覚を持ち、高潔な倫理観を養い、社会的良識に従い行動する。

(行動規範)

- ① 株主、顧客、取引先等すべての利害関係者と公平・公正で透明な関係を維持する。
- ② すべての人の基本的人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける行為は行わない。また、国籍・民族・宗教・性別・年齢・社会的身分・障害の有無等により、人を差別しない。
- ③ 人々の健康と安全を優先した製品及びサービスの創造開発に努める。
- ④ 製品及びサービスは消費者の身体・財産を傷つけるものであってはならず、その品質に起因する問題には、誠実・迅速に対応して解決を図る。
- ⑤ 業務上、営利を追求するあまり、社会的良識とかけ離れた判断・行動をとってはならない。
- ⑥ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは、一切の関係を遮断する。
- ⑦ 企業情報の開示に努め、また、「日清食品グループインサイダー取引管理規程」に従い、インサイダー取引となる行為、未公表の情報を利用した第三者への利益提供・便宜供与は行わない。
- ⑧ 企業秘密に属する情報は、厳重に管理し、在職中及び退職後を問わず、社外へ開示・漏洩してはならない。
- ⑨ 知的財産権の維持・確保に努め、同時に他者の知的財産権を尊重し、故意に侵害又は不正使用を行わないことはもちろん、不注意により他者の知的財産権を侵害しないように努める。
- ⑩ 取引上の優越的立場を利用し、取引先に不当な不利益を及ぼしてはならない。
- ⑪ 職務上の立場を利用して、取引先から個人的な利益・便宜の供与を受けてはならない。

- ⑫事業活動が地球環境に悪い影響を及ぼさないよう最大限の注意を払う。
- ⑬地域社会と密接な連携・協調を図り、積極的な地域貢献に取り組む。
- ⑭ここに記されない問題が発生した場合には、すべて「日清食品グループ倫理規程」の基本理念に従って判断・行動しなければならない。

(2) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、役員及び従業員が「日清食品グループ倫理規程」及び「日清食品グループコンプライアンス規程」を遵守し、法令、「定款」等に違反しないよう業務の運営を行っている。
- ②当社は、代表取締役専務・COOを委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、役員及び従業員が法令、「定款」、諸規程等を遵守するように努めている。
- ③法令、「定款」等に違反する危険性を回避するために、当社及び子会社の各部署は、業務遂行にあたり必要に応じて弁護士等外部の専門家に相談することになっている。
- ④代表取締役社長・CEO直轄の内部監査室は、本社・子会社の主要な事業所を定期的に監査し、法令、「定款」、諸規程等が遵守されていることを確認している。
- ⑤当社は、法令、「定款」、諸規程等に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として、「日清食品グループ内部通報規程」を既に制定し、すべての役員及び従業員に周知徹底を図っている。当社は、当該通報を行った者に対して、解雇その他のいかなる不利益な取扱いをも行わないことにしている。
- ⑥監査役は、「監査役会規程」、「監査役監査基準」等に基づき取締役の職務執行の適正性を監査する体制をとっている。
- ⑦当社は、適正な人員を配置して、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの構築及び運用を整備・推進している。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、決裁書等取締役の職務の執行に係る重要な情報を文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」に基づき適切に保存及び管理を行い、必要に応じて保存・管理の状況の検証、取締役・監査役からの閲覧要請への対応、規程の適宜の見直し等を行っている。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、代表取締役専務・COOを委員長とする「総合リスク対策委員会」を設置し、当社及び子会社に係る種々のリスクの予防・発見・管理及び対応を行っている。

- ②当社は、常に食品の安全・安心を確保することが最も重要な課題であるとの認識のもと、「食品安全監査基準」を制定し、食品安全研究所が主体となって、原材料から製品に至るまで、その安全性を調査、検証する体制を構築している。
- ③当社は、環境・安全リスクに対応する組織として「環境委員会」を設置し、製品のクレームや環境面等における重大事故が発生したときは、マニュアルに従って直ちに対応し、事態の取捨、解決にあたることになっている。
- ④「環境委員会」は、必要に応じて「重大事故対応マニュアル」、「産業廃棄物処理マニュアル」等各種マニュアルを見直し、定期的に運用状況の確認を行っている。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、取締役及び監査役で構成する「定時取締役会」を毎月1回、「臨時取締役会」を必要に応じて適宜開催し、法令、「定款」及び「取締役会規程」に従い重要事項について審議・決定を行い、また取締役の業務執行状況の報告を受け、その監督等を行っている。なお、取締役14名の内2名が社外取締役であり、監査役4名の内2名が社外監査役となっており、取締役の業務執行の監督機能を果たしている。
- ②当社は、経営効率の向上を図るため、常勤取締役及び常勤監査役で構成する「経営会議」を毎月2回開催して、「取締役会」で決議される事項の審議等を行い、また「決裁規程」により取締役会から権限委譲を受けた事項についての審議・決定を行っている。
- ③当社は、常勤取締役、常勤監査役及び執行役員で構成する「チーフオフィサーズ会議」を、毎月1回開催し、代表取締役からの指示・示達を受け、また常勤取締役及び執行役員から代表取締役に報告・協議を行うことにより、代表取締役が常勤取締役及び執行役員の業務執行を監督している。
- ④当社は、常勤取締役の内チーフオフィサー、子会社社長及び海外の地域総代表で構成する「グループ会社戦略プレゼン」を原則として毎月2回開催し、子会社社長及び海外の地域総代表から事業会社の戦略（商品、財務、人材等）の報告、提案と確認を行い、子会社の業務執行状況を監督している。
- ⑤当社は、常勤取締役、執行役員、子会社社長及び海外の地域総代表で構成する「グループ社長会朝会」を毎月1回開催し、事業会社の情報共有、グループ全体の方向性の確認等を行い、グループ全体の連携強化に努めている。
- ⑥当社は、「取締役会」及び「経営会議」の諮問機関として、取締役、監査役等で構成する「投融資委員会」を毎月1回開催し、重要投融資案件等の事前審査・検討を行っている。
- ⑦当社は、「取締役会」及び「経営会議」の諮問機関として、チーフオフィサーで構成する「人事委員会」を毎月1回開催し、グループ人事戦略の検討を行っている。

- ⑧当社は、チーフオフィサーで構成する「経営戦略委員会」を毎月1回開催し、グループ戦略の検討等を行っている。
 - ⑨前各号以外に、当社は、マーケティング、生産及び資材の各担当取締役及び各部門の責任者でそれぞれ構成する「マーケティング戦略委員会」、「生産戦略委員会」及び「資材戦略委員会」を毎月又は隔月に1回開催し、グループ間における「マーケティング」、「生産」及び「資材」に係る情報の共有を図っている。
 - ⑩当社は、取締役及び従業員の適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「職務権限規程」、「業務分掌規程」等の諸規程を既に整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図っている。
 - ⑪取締役については、その経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるように、任期を1年としている。
- (6) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①「日清食品グループ倫理規程」及び「日清食品グループコンプライアンス規程」を、当社及び子会社における業務運営の倫理上及び業務上の指針としている。
 - ②当社及び国内外の子会社の事業遂行内容については、当社担当部門が窓口となり定期的に報告を受け、また重要案件については、「決裁規程」に基づき社内の決裁権限者の承認を、又は子会社で、その権限を超える場合は当社取締役会等の承認を得ることになっている。
 - ③監査役及び内部監査室は、当社及び子会社の運営が法令、「定款」等を遵守しているかを確認するために、定期的に往査も含めた監査を行っている。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
- 当社は、かねてから「監査役会」に直属する監査役室を設置し、監査役の職務を補助すべき者として、専任の従業員を3名配置しており、現状、十分である旨「監査役会」から意見表明を受けている。
- (8) 監査役 of 職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項
- ①監査役 of 職務を補助すべき従業員の選任・異動等の人事に関する事項については、事前に常勤監査役 of 同意を得ることとし、その人事考課は常勤監査役 of 行っている。
 - ②監査役 of 職務を補助すべき従業員は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役 of 指揮命令下で職務を遂行することになっている。

(9) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を「監査役会」に報告することになっている。
- ②取締役及び従業員は、「監査役監査基準」の定めるところに従い、法令が定める事項のほか、財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある事実、決定の内容等を直ちに監査役に報告することになっている。
- ③従業員は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当該事実を監査役に報告することができる。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社では、原則として毎月、全監査役が出席して「定例監査役会」を、更に必要に応じて「臨時監査役会」を開催し、監査所見、監査上の重要課題等について監査役相互で意見を交換している。その結果を「取締役会」において監査役会報告として定期的に報告することになっており、監査役監査が実効的に行われる体制ができています。
- ②取締役又は従業員は、月次の業績、財務の状況等に関して、「取締役会」、「チーフオフィサーズ会議」等で定期的に報告を行い、各種議事録、決裁書その他業務の執行に関する重要な文書等については、常勤監査役への回付及び閲覧を要することになっている。また、監査役から要請があるときは、十分に説明することになっている。
- ③監査役は、内部監査室及び会計監査人と、原則として3カ月に1回、定例会合を開催し情報交換を行う等、監査役の監査が実効的に行われる体制が既にできている。

(沿革)

2006年5月10日制定

2008年4月1日改定

2008年10月1日改定

2009年5月22日改定

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、主に、食品事業を行う事業会社を傘下に有する持株会社であり、これらの事業会社を通じて、即席袋めん、カップめん、チルドめん、冷凍めんを主とするめん類の製造販売を中核に、菓子、乳酸菌飲料の製造販売や外食事業を展開しております。

当社の企業価値の源泉は、a. 創業者が掲げ、受け継がれる企業理念、b. 時代に先駆けた創造性を活かした製品開発力や高い技術力、c. 「チキンラーメン」、「チャルメラ」、「カップヌードル」、「どん兵衛」、「U. F. O.」等を始めとしたロングセラーブランドやトップシェアを誇るブランドを育成するマーケティング力、d. 即席袋めん、カップめん、チルドめん、冷凍めんに加え外食事業（めん類）を含めた「めん」のフルラインナップ、e. 食品安全研究所による安全・安心への取組み、f. お取引先、お得意様との長期的な協力関係の維持等にあり、当社企業価値の根幹をなすものと考えております。

また、当社は「食足世平(食足りて世は平らか)」の企業理念の下に、新しい食の創造・開発を通じて、人々の生活に喜びをもたらすことを会社の使命としています。インスタントラーメンのパイオニア企業として、これからもすべての国と地域で、すべての人々に満足していただけるような製品開発・技術開発を進めます。顧客第一のマーケティング政策を掲げ、人々の健康に貢献します。また、グローバルな競争構造の中でブランド戦略をより一層強化し、ゆるぎない経営基盤を築きながら、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に努めます。

(2) 不適切な支配の防止のための取組み

当社は、大規模買付者により大規模買付行為が行われる場合、これを受け入れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様ご自身の判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社の事業及び経営の方針に直ちに大きな影響を与えうるものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。また、近時の日本の資本市場と法制度の下においては、上記(1)で述べた当社の企業価値の根幹を脅かし、当社の企業価値及び株主共同の利益に明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされるおそれも、決して否定できない状況にあります。

そこで、当社としては、大規模買付行為が行われようとする場合、大規模買付者に対して大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断する必要かつ十分な情報を提供するように求めること、大規模買付者の提案する事業及び経営の方針等が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様の判断の参考に供すること、更に、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為又は当社の事業及び経営の方針等について大規模買付者と交渉・協議を行い、あるいは当社取締役会としての事業及び経営の方針等に関する代替案を株主の皆様に提示するというプロセスを確保するとともに、当社の企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、株主の皆様に対する責務であ

ると考えております。

当社は、かかる見解を具体化する施策として、平成19年4月23日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本対応策」といいます。）の導入を決議しております。また、大規模買付者が従うべき一定の情報提供等に関する手続き並びに大規模買付者が当該手続きを遵守しない場合又は大規模買付行為によって当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損される場合に当社がとりうる対抗措置発動の要件、手続き及び内容に関するルール（「大規模買付ルール」）を定めております。

(3) 不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

本対応策は、株主の皆様をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社の企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するために、大規模買付者が従うべきルール、並びに当社が発動しうる対抗措置の要件及び内容を予め設定するものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

また、大規模買付ルールの内容並びに対抗措置の内容及び発動要件は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という目的に照らして合理的であり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

なお、本対応策においては、対抗措置の発動等に際して、取締役の恣意的判断を排除し、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から客観的に適切な判断を行うための諮問機関として独立委員会を設置することとしております。当社取締役会は、対抗措置の発動等の決定に先立ち、独立委員会の勧告を得る必要があり、また当社取締役会はかかる独立委員会の勧告を最大限尊重しなければなりませんので、これにより、当社取締役会による恣意的判断が排除されることとなります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、常にグループ収益力の強化に努め、企業価値の向上と株主の皆様に対する適切な利益還元を最重要経営課題と認識し、連結業績や今後の資金需要を勘案しながら、継続的かつ安定的な利益還元を行っていくことを基本方針としております。

また、内部留保した資金の用途につきましては、更なる企業価値向上を図るための設備投資、研究開発投資、M&Aなどの資金需要に備えるとともに、余資についてはリスクを勘案しながら効率的に運用してまいります。

上記方針に基づき、今後の株主配当金については、連結配当性向30%を目安とした安定配当を継続できるよう努めてまいります。

9. 株式会社の状況に関するその他の重要な事項

当社は、国際事業規模の拡大を図るため、ロシア即席めんメーカー最大手企業の持株会社アングルサイド社（ANGLESIDE LIMITED）と資本・業務提携契約を平成20年12月26日付けで締結しております。本契約に基づき、同社への段階的な出資による資本参加を予定しており、最終的には発行済株式総数の33.5%（総投資額 約268億円）の株式を取得する予定です。

なお、平成21年1月16日に既存株式の購入及び第三者割当増資の引受けにより、同社の発行済株式総数の14.9%（取得株式数1,763株、取得総額96億23百万円）を取得しております。

アングルサイド社（ANGLESIDE LIMITED）は、グループ企業の再編途上にあり、追加出資につきましては、グループ再編完了等を条件として実施いたします。

（注）アングルサイド社（ANGLESIDE LIMITED）は、平成21年4月14日付けで社名をマルベンフードホールディングス社（MAREVEN FOOD HOLDINGS LIMITED）に変更しております。

- ~~~~~
- （注）1. 本事業報告中の記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産及び百分率については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。
2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(平成21年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	158,270	流動負債	88,733
現金及び預金	65,902	支払手形及び買掛金	43,163
受取手形及び売掛金	44,456	短期借入金	4,636
有価証券	17,647	未払金	19,066
商品及び製品	8,235	リース債務	16
原材料及び貯蔵品	6,990	未払法人税等	7,425
繰延税金資産	4,089	その他	14,425
その他	11,414	固定負債	34,425
貸倒引当金	△ 466	長期借入金	5,380
固定資産	250,458	リース債務	61
有形固定資産	101,131	繰延税金負債	7,110
建物及び構築物	29,586	再評価に係る繰延税金負債	3,510
機械装置及び運搬具	21,110	退職給付引当金	15,260
工具、器具及び備品	1,480	その他	3,102
土地	46,943	負債合計	123,159
リース資産	184	(純資産の部)	
建設仮勘定	1,300	株主資本	295,575
その他	525	資本金	25,122
無形固定資産	4,779	資本剰余金	49,755
のれん	4,327	利益剰余金	235,052
その他	452	自己株式	△ 14,355
投資その他の資産	144,547	評価・換算差額等	△ 15,946
投資有価証券	130,134	その他有価証券評価差額金	△ 477
出資金	6,154	土地再評価差額金	△ 7,532
長期貸付金	1,138	為替換算調整勘定	△ 7,935
繰延税金資産	5,271	少数株主持分	5,940
その他	2,557	純資産合計	285,569
貸倒引当金	△ 709	負債純資産合計	408,729
資産合計	408,729		

連結損益計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
高 上 原 価		362,057
上 原 価		202,304
上 総 利 益		159,752
販売費及び一般管理費		136,200
営業 業 外 収 益		23,552
受 取 利 息	1,761	
受 取 配 当 金	2,903	
有 価 証 券 売 却 益	1,926	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	765	
そ の 他	823	8,181
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	83	
為 替 差 損	2,176	
有 価 証 券 売 却 損	41	
そ の 他	682	2,984
経 常 利 益		28,748
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	349	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	137	
そ の 他	12	499
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	554	
固 定 資 産 廃 却 損	315	
減 損 損 失	124	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	4,630	
そ の 他	251	5,876
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		23,372
法人税、住民税及び事業税		9,223
法 人 税 等 調 整 額		△ 1,837
少 数 株 主 利 益		96
当 期 純 利 益		15,890

連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成20年3月31日残高	25,122	49,754	225,269	△ 14,342	285,803
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 6,112		△ 6,112
当期純利益			15,890		15,890
自己株式の取得				△ 15	△ 15
自己株式の処分		0		3	4
その他利益剰余金増加高			5		5
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	0	9,783	△ 12	9,771
平成21年3月31日残高	25,122	49,755	235,052	△ 14,355	295,575

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				少 数 株 主 持 分	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成20年3月31日残高	3,589	△ 7,532	605	△ 3,337	6,377	288,844
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△ 6,112
当期純利益						15,890
自己株式の取得						△ 15
自己株式の処分						4
その他利益剰余金増加高						5
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△ 4,067	—	△ 8,541	△ 12,608	△ 437	△ 13,046
連結会計年度中の変動額合計	△ 4,067	—	△ 8,541	△ 12,608	△ 437	△ 3,274
平成21年3月31日残高	△ 477	△ 7,532	△ 7,935	△ 15,946	5,940	285,569

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社（38社）

連結子会社名は「事業報告1. 企業集団の現況に関する事項(5)重要な親会社及び子会社の状況」に記載しているため省略しております。

なお、当連結会計年度から、株式の取得により株式会社ニッキーフーズを、また、持株会社制への移行に伴う新設分割により、日清食品株式会社他4社を連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

日清ネットコム株式会社

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社（関連会社2社）

ニッシン・アジノモト アリメントス Ltda.、タイプレジデントフーズPub.Co.,Ltd.

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（日清ネットコム株式会社他）及び関連会社（PT.ニッシンマス他）は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないので、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) ニッシン・アジノモト アリメントス Ltda.及びタイプレジデントフーズPub.Co.,Ltd.は決算日(12月31日)が連結決算日と異なるため、両社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ニッシンフーズ(U.S.A.)Co.,Inc.、日清食品有限公司他11社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

なお、ニッシンフーズ(アジア)PTE.LTD.及び明星U.S.A.,Inc.の決算日は従来3月31日でしたが、平成20年4月1日以降の事業年度から12月31日に変更しております。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの…移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品及び製品…主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品…主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産…主として法人税法と同一の耐用年数を適用した定率法によっておりますが、（リース資産を除く。）一部の連結子会社では定額法を採用し、また、親会社の大阪本社社屋、食品総合研究所並びに食品安全研究所の建物及び構築物については定額法を採用しております。

また、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法によっております。

(有形固定資産の耐用年数の変更)

当社及び国内連結子会社の機械装置について、平成20年度の法人税法改正を契機に耐用年数の見直しを行った結果、当連結会計年度から改正後の耐用年数に基づき減価償却費を算定しております。なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

② 無形固定資産…定額法を採用しております。

(リース資産を除く。) なお、購入ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産…所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は発生の際連結会計年度に一括して費用処理することとしております。

② 貸倒引当金…債権の貸倒損失に備えるため、主として一般債権については過去の貸倒発生率等を勘案した格付けに基づき引当率を定め、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

為替予約の付されている外貨建債務について振当処理を行っております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建債務

b. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

③ ヘッジ方針

当社経営会議で承認された基本方針に従って、財務経理部が取引の管理・実行を行っており、ヘッジ対象の為替変動リスクを回避する目的でヘッジ手段を利用しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ期間を通じてキャッシュ・フローの変動を完全に回避しているため、有効性の評価を省略しております。また、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

全面時価評価法によっております。

6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんは、個々の投資案件に応じた20年以内の適切な期間で均等償却しております。

ただし、金額が僅少な場合は発生年度に全額を償却しております。

7. 重要な会計方針の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

通常の販売目的で保有する棚卸資産については、従来、原価法によっておりましたが、当連結会計年度から「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号)が適用されたことに伴い、原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法)により算定しております。なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度から「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)

及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号）を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。これによる当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引続き採用しております。

（「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用）

当連結会計年度から、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号）を適用しております。なお、これによる損益に与える影響はありません。

連結貸借対照表等に関する注記

1. 担保資産

以下について、金融機関からの借入金の担保に供しております。

土地	1,227百万円
建物	408百万円
有価証券	488百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

124,858百万円

3. 有形固定資産の圧縮記帳累計額

国庫補助金	320百万円
保険差益	495百万円

4. 保証債務

以下の非連結子会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。

東京屋食品株式会社	195百万円
株式会社フーズパレット	878百万円

5. 「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法…「土地の再評価に関する法律施行令」第2条第4号に定める路線価等に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日…平成14年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と

再評価後の帳簿価額との差額…7,304百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	株式の種類	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式	普通株式	127,463,685株	—	—	127,463,685株
自己株式	普通株式	5,202,867株	4,511株	1,250株	5,206,128株

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加のうち4,510株は、単元未満株式の買取りによるもの、1株は、株式交換端数処理によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少1,250株は、単元未満株式の売渡しによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,056	25	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年11月13日 取締役会	普通株式	3,056	25	平成20年9月30日	平成20年11月27日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの次のとおり、決議を予定しております。

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原 資	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	3,056	利 益 剰 余 金	25	平成21年3月31日	平成21年6月29日

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 2,287円21銭
2. 1株当たり当期純利益 129円98銭

その他追加情報の注記

(役員退職慰労金制度の廃止)

当社は、従来、役員退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を引当計上していましたが、平成20年6月26日開催の定時株主総会の日をもって役員退職慰労金制度を廃止することが決議されました。同制度廃止に伴い、定時株主総会の日以前の在職期間分についての役員退職慰労金について、打切り支給することとしました。なお、支給の時期は、各役員それぞれの退任時とし、役員退職慰労引当金は全額を取崩し、固定負債の「その他」に計上しております。

重要な後発事象

(自己株式の取得について)

平成21年5月20日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読替えて適用される同法156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議し、平成21年5月21日付けで、3,120,300株を取得いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

機動的な資本政策の遂行のため、自己株式の取得を行うものであります。

2. 取得に係る事項の内容

- (1)取得した株式の種類 普通株式
- (2)取得した株式の総数 3,120,300株
- (3)株式取得価額の総額 8,284百万円(1株につき2,655円)
- (4)取得の時期 平成21年5月21日
- (5)取得の方法 自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付け

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成 21 年 5 月 22 日

日清食品ホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 亀 沖 正 典 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 清 水 万里夫 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 田 立 雄 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日清食品ホールディングス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日清食品ホールディングス株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年5月20日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の取得を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	85,034	流動負債	75,726
現金及び預金	37,509	支払手形	140
売掛金	19,778	買掛金	25,561
有価証券	17,096	リース債	3
原材料及び貯蔵品	359	未払金	799
前払費用	53	未払費用	717
繰延税金資産	316	預り金	48,304
未収入金	4,904	前受の他	40
未収還付法人税等	5,004		159
その他の他	85	固定負債	4,159
貸倒引当金	△ 73	リース債務	11
固定資産	249,384	再評価に係る繰延税金負債	1,516
有形固定資産	13,528	退職給付引当金	254
建物	3,241	その他の他	2,377
構築物	409	負債合計	79,886
機械及び装置	50	(純資産の部)	
車両運搬具	0	株主資本	261,039
工具器具及び備品	520	資本金	25,122
土地	9,173	資本剰余金	49,709
リース資産	14	資本準備金	48,370
建設仮勘定	117	その他資本剰余金	1,339
無形固定資産	67	利益剰余金	200,562
商標権	18	利益準備金	6,280
その他の他	48	その他利益剰余金	
投資その他の資産	235,788	土地圧縮積立金	2,221
投資有価証券	116,741	設備改善積立金	200
関係会社株式	105,181	海外市場開発積立金	200
関係会社出資金	1,960	商品開発積立金	300
関係会社長期貸付金	8,997	別途積立金	181,300
繰延税金資産	4,307	繰越利益剰余金	10,059
その他の他	245	自己株式	△ 14,355
貸倒引当金	△ 1,645	評価・換算差額等	△ 6,506
		その他有価証券評価差額金	715
		土地再評価差額金	△ 7,222
資産合計	334,419	純資産合計	254,532
		負債純資産合計	334,419

損益計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		
経営サポート料収入	3,742	
商品及び製品売上高	97,391	
その他の売上高	2,597	103,731
売上原価		49,403
売上総利益		54,327
販売費及び一般管理費		45,214
営業利益		9,113
営業外収益		
受取利息	219	
有価証券利息	1,116	
受取配当金	2,970	
有価証券売却益	1,926	
その他	147	6,380
営業外費用		
支払利息	84	
為替差損	532	
貸倒引当金繰入額	1,619	
その他	337	2,574
経常利益		12,918
特別利益		
関係会社株式売却益		187
特別損失		
固定資産廃却損	74	
投資有価証券評価損	4,466	
関係会社株式評価損	2,711	
関係会社株式売却損	68	
その他	4	7,325
税引前当期純利益		5,781
法人税、住民税及び事業税		135
法人税等調整額		△ 152
当期純利益		5,798

株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本												
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金							自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金								
					土地圧縮積立金	設備改善積立金	海外市場開発積立金	商品開発積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成20年3月31日残高	25,122	48,370	1,338	6,280	2,932	200	200	300	178,300	12,664	△14,342	261,365	
事業年度中の変動額													
剰余金の配当										△ 6,112		△ 6,112	
別途積立金の積立									3,000	△ 3,000		-	
会社分割による減少												-	
会社分割による取崩					△ 710					710		-	
当期純利益										5,798		5,798	
自己株式の取得											△ 15	△ 15	
自己株式の処分			0								3	4	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)												-	
事業年度中の変動額合計	-	-	0	-	△ 710	-	-	-	3,000	△ 2,604	△ 12	△ 326	
平成21年3月31日残高	25,122	48,370	1,339	6,280	2,221	200	200	300	181,300	10,059	△14,355	261,039	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成20年3月31日残高	4,533	△ 7,532	△ 2,999	258,366
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△ 6,112
別途積立金の積立				-
会社分割による減少		310	310	310
会社分割による取崩				-
当期純利益				5,798
自己株式の取得				△ 15
自己株式の処分				4
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△ 3,817	-	△ 3,817	△ 3,817
事業年度中の変動額合計	△ 3,817	310	△ 3,507	△ 3,833
平成21年3月31日残高	715	△ 7,222	△ 6,506	254,532

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
時価のないもの…移動平均法による原価法
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
原材料及び貯蔵品…主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産…法人税法と同一の耐用年数を適用し、大阪本社社屋と食品総合研究所及び食品安全研究所の建物及び構築物並びに平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法、その他の有形固定資産は定率法により償却しております。
（有形固定資産の耐用年数の変更）
当社の機械装置について、平成20年度の法人税法改正を契機に耐用年数の見直しを行った結果、当事業年度から改正後の耐用年数に基づき減価償却費を算定しております。なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。
 - (2) 無形固定資産…定額法を採用しております。なお、購入ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - (3) リース資産…所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は発生の翌事業年度に一括して費用処理することとしております。
 - (2) 貸倒引当金…債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒発生率等を勘案した格付けに基づき引当率を定め、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
4. ヘッジ会計の方法
 - (1) ヘッジ会計の方法
為替予約の付されている外貨建債務について振当処理を行っております。
 - (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…為替予約取引
ヘッジ対象…外貨建債務
 - (3) ヘッジ方針
当社経営会議で承認された基本方針に従って、財務経理部が取引の管理・実行を行っており、ヘッジ対象の為替変動リスクを回避する目的でヘッジ手段を利用しております。
 - (4) ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ期間を通じてキャッシュ・フローの変動を完全に回避しているため、有効性の評価を省略しております。
5. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。
6. 重要な会計方針の変更
（棚卸資産の評価に関する会計基準）
通常の販売目的で保有する棚卸資産については、従来、原価法によっておりましたが、当事業年度から「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号）が適用されたことに伴い、原価法（貸

借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法)により算定しております。なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度から「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号)を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。これによる当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

7. 追加情報

(関連当事者の開示に関する会計基準)

当事業年度から、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号)を適用しております。

(役員退職慰労金制度の廃止)

当社は、従来、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を引当計上しておりましたが、平成20年6月26日開催の定時株主総会の日をもって役員退職慰労金制度を廃止することが決議されました。同制度廃止に伴い、定時株主総会の日以前の在職期間分についての役員退職慰労金について、打切り支給することとしました。なお、支給の時期は、各役員それぞれの退任時とし、役員退職慰労引当金は全額を取崩し、固定負債の「その他」に計上しております。

貸借対照表等に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 10,520百万円
2. 「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再 評 価 の 方 法…「土地の再評価に関する法律施行令」第2条第4号に定める路線価等に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日…平成14年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額…2,797百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び債務
- | | |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 19,329百万円 |
| 長期金銭債権 | 9,039百万円 |
| 短期金銭債務 | 50,450百万円 |
| 長期金銭債務 | 1百万円 |

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	6,698百万円
仕入高	23,818百万円
その他の営業費用	2,993百万円
営業取引以外の取引高	443百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	5,202,867株	4,511株	1,250株	5,206,128株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加のうち4,510株は、単元未満株式の買取りによるもの、1株は株式交換端数処理によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少1,250株は、単元未満株式の売渡しによるものであります。

税効果に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

投資有価証券等評価損	7,242百万円
関係会社株式(新設分割)	5,719百万円
長期未払金	931百万円
貸倒引当金	693百万円
外国税額控除繰越	294百万円
減価償却費	219百万円
固定資産減損損失	181百万円
その他	125百万円

繰延税金資産 小計 15,407百万円

評価性引当額 △9,048百万円

繰延税金資産 合計 6,358百万円

繰延税金負債

土地圧縮積立金	△1,501百万円
その他有価証券評価差額金	△232百万円

繰延税金負債 合計 △1,734百万円

繰延税金資産の純額 4,624百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率 40.33%
(調整)

交際費等永久に損金に算入されない項目 2.74%

受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △4.26%

投資有価証券等評価損 △49.44%

税額控除 △2.15%

貸倒引当金 11.98%

その他 0.51%

税効果会計適用後の法人税等の負担率 △0.29%

リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	事業年度末 残高相当額
車両運搬具	7 百万円	6 百万円	0 百万円
工具器具及び備品	31	9	22
合計	39	16	23

2. 未経過リース料事業年度末残高相当額
 1年以内 8百万円
 1年超 14百万円
 合計 23百万円
3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失
 支払リース料 10百万円
 減価償却費相当額 10百万円
4. 減価償却費相当額の算定方法
 リース期間を耐用年数とみなし、残存価額を零とする定額法によっております。
 (減損損失について)
 リース資産に配分された減損損失はありません。

関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員 兼任等	事業上の 関係				
子会社	日清食品(株)	5,000 百万円	即席めん の製造 販売	100% (-)	役員 3名	原材料の 販売、技 術援助、 資金管理 等	資金管理	(※2)	預り金	30,170
							原材料の 販売	41,014	売掛金	13,779
子会社	明星食品(株)	3,143 百万円	即席めん の製造 販売	100% (-)	役員 3名	原材料の 販売、資 金管理等	資金管理	(※2)	預り金	10,590
子会社	ニッシン フーズ (U.S.A.) Co., Inc.	83,500 千米ドル	即席めん の製造 販売	90% (-)	役員 1名	技術援助、 食品庫地 及び賃貸 の運賃貸 付等	運 転 資金の 貸 付	2,236	関 係 社 会 長 貸 付 金	6,211
子会社	宇治開発 興 業 (株)	100 百万円	ゴルフ場 経 営	93% (-)	役員 3名	プレー費 の支払等	増 資 引 受 (※3)	1,449	-	-
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(有)インテック リ ー ス (※1)	102 百万円	自 販 売 機 等 リ ー ス	- (-)	役員 4名	自動販売 機 等 の 借 賃	リ ー ス 料 等 の 支 払	152	未払金	0

- (注) 1. 上記金額のうち、「取引金額」には消費税等が含まれておらず、預り金を除く「期末残高」には消費税等が含まれております。
2. (有)インテックリースについては、当社役員 安藤宏基、安藤徳隆、堀之内徹及びその近親者が議決権の100%を直接保有しております。
3. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- ※1. リース取引については、一般的なリース業務による見積もりの提示を受け、他のリース会社と比較の上、取引を行っております。
- ※2. 当社ではグループ内の資金を一元管理するキャッシュ・マネジメント・システムを導入しており、参加会社間で資金の貸借を日次で行っているため、取引金額は記載していません。なお、金利については市場金利を勘案して決定しております。
- ※3. 宇治開発興業(株)が行った第三者割当増資につき、第三者による鑑定価格を勘案し、1株1,400円で当社が全額引受けております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	2,081円94銭
2. 1株当たり当期純利益	47円42銭

企業再編に関する注記

当社は、平成20年10月1日付けで、即席めん事業を「日清食品株式会社」に、チルド食品事業を「日清食品チルド株式会社」に、冷凍食品事業を「日清食品冷凍株式会社」に、及び総務、経理、給与計算、情報システムなどの事務管理業務を「日清食品ビジネスサポート株式会社」に、それぞれ新設分割により継承し、当社を持株会社とし、子会社を並列に配する持株会社制へ移行いたしました。

重要な後発事象

連結計算書類の連結注記表（重要な後発事象）に記載しております。

~~~~~

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成 21 年 5 月 22 日

日清食品ホールディングス株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 亀 沖 正 典 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 清 水 万里夫 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 田 立 雄 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日清食品ホールディングス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年5月20日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の取得を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、内部統制システムの構築と運営状況の監査・検証を重点監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門を含む使用人等と緊密な意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、その取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、積極的に国内外の子会社に赴きその業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

更に、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、具体的な取組みがなされ、継続的な改善が図られており、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 21 年 5 月 22 日

日清食品ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 寺 田 雄 一 ①

常勤監査役 牧 園 俊 作 ①

社外監査役 堀之内 徹 ①

社外監査役 高 野 裕 士 ①

以 上

メ

モ